

**仙台空港特定運営事業等の公募に係る
参加資格確認要領**

平成26年6月27日

宮城県

目次

1	はじめに	3
	(1) 背景	3
	(2) 策定の趣旨	3
2	確認手続の対象等	4
	(1) 対象取引	4
	(2) ビル施設事業者の概要（平成26年3月31日現在）	4
	(3) ビル施設事業者が保有する資産の概要	4
3	応募者の参加資格要件	5
	(1) 応募者の構成	5
	(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	5
	(3) 応募者に求められる要件	6
	(4) その他の要件	6
4	スケジュール	7
5	確認要領に関する質問の受付及び回答の公表	8
	(1) 質問の受付期間	8
	(2) 質問方法	8
	(3) 県の担当窓口	8
	(4) 質問及び回答の公表	8
	(5) その他	8
6	確認手続の手順等	9
	(1) 参加資格確認手続	9
	(2) 株式譲受確認手続	11
7	認定後の手続き	14
	(1) 国への報告	14
	(2) 国の選定手続き	14
	(3) 株式譲渡の実行	14
	(4) その他	14
8	確認手続に関する留意事項	15
	(1) 確認要領の承諾	15
	(2) 費用負担等	15
	(3) 書面主義	15
	(4) 通貨及び単位	15
	(5) 本手続期間中の関係者への接触禁止	15
	(6) 応募の無効	15
	【様式1】	16
	【様式2】	17

【様式 3】	1 8
【様式 4】	2 0
【様式 5】	2 1
【様式 6 - 1】	2 2
【様式 6 - 2】	2 3
【様式 6 - 3】	2 4
【様式 7】	2 5
【様式 8】	2 6
【様式 9】	2 7
【様式 1 0】	2 8
【様式 1 1】	2 9
【別表】	3 0

1 はじめに

(1) 背景

国土交通省航空局及び国土交通省東京航空局（以下「国」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号。以下「民活空港運営法」という。）に基づき、国管理空港特定運営事業として選定する仙台空港特定運営事業（以下「本事業」という。）を実施する能力を有する民間事業者に公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を設定し、本事業を実施することを計画している。

こうした国の空港経営改革の動きに合わせ、宮城県では、仙台空港及び空港周辺地域の活性化に向けた官民共通の指針となる「仙台空港及び空港周辺地域の将来像（平成25年3月）」を策定し、仙台空港の民間運営委託の実現からおおむね30年後の目標として、乗降客数600万人／年、貨物取扱量5万トン／年を掲げている。また、平成25年5月に官民の賛同者により「仙台空港600万人・5万トン実現サポーター会議」を設置するなど、仙台空港を核とした宮城・東北の東日本大震災からの創造的な復興に取り組んでいる。

(2) 策定の趣旨

仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領（以下「確認要領」という。）は、国が公表した仙台空港特定運営事業等実施方針（以下「実施方針」という。）に基づき、国による民活空港運営法第4条第2項に規定する国管理空港運営権者（以下「運営権者」という。）の選定手続に先立ち、宮城県（以下「県」という。）が現在の空港機能施設事業者である仙台空港ビル株式会社及び仙台エアカーゴターミナル株式会社（以下「ビル施設事業者」という。）の株式を取得する者として適切な者（以下「候補者」という。）であることを確認する手続（以下「確認手続」という。）を定めるものである。

2 確認手続の対象等

(1) 対象取引

ビル施設事業者が発行する普通株式の売買

(2) ビル施設事業者の概要（平成26年3月31日現在）

イ 仙台空港ビル株式会社

所在地	宮城県名取市下増田字南原
会社設立年月日	昭和45年11月2日
資本金	3,200百万円
子会社	仙台エアポートサービス株式会社
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ターミナルビルディングの所有及び経営・貸室業・航空旅客，航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供・物品販売業・広告，宣伝及び広告代理業・航空思想の普及及び観光に関する業務・前各号に関する一切の業務

ロ 仙台エアカーゴターミナル株式会社

所在地	宮城県名取市下増田字南原
会社設立年月日	平成5年4月14日
資本金	1,437百万円
子会社	無し
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・貨物の取扱，荷役，保管及び運搬・貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業・倉庫業・上屋，事務所及び貨物関連施設などの賃貸・施設内貨物関連機材・施設及び機器の整備，保管及び賃貸・燻蒸施設の建設，運営及び賃貸・物流に関する企画，調査及びコンサルタント事業・物流基地の整備及び運営・前各号に付帯関連する一切の事業

(3) ビル施設事業者が保有する資産の概要

イ 旅客ビル施設（税関，出入国管理，検疫に関する施設（以下「CIQ施設」という。）を除く航空旅客取扱施設，事務所及び店舗並びにこれらの施設に類する施設及び休憩施設，送迎施設，見学施設等）

ロ 貨物ビル施設（航空貨物取扱施設，事務所及びこれらの施設に類する施設等）

ハ イ及びロ以外にビル施設事業者が所有する施設，設備及び有価証券その他一切の財産

3 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- イ 応募者は、単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）の代表となる企業（以下「代表企業」という。）とする。
- ロ 代表企業は、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称を明らかにするものとする。
- ハ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、本応募に際し、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員になることはできない。
- ニ コンソーシアムは、確認手続中にコンソーシアム構成員を変更することはできない。
- ホ 確認手続の結果、候補者として認定を受けた応募者は、国の第一次審査書類提出時において、他の代表企業のコンソーシアム構成員となることを妨げない。
- ヘ 代表企業が、様式5に定める出資意向表明書の写しを提出した場合、国による運営権者の選定手続におけるコンソーシアム構成員に、確認手続において様式5を提出したコンソーシアム構成員が全て含まれていることを、確認要領6（2）ハ③により交付する株式譲受確認書の停止条件とする。

(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格

- イ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。（※1）
- ロ PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ハ 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ニ 国が、平成25年度、公共施設等運営権制度（PFI法）の活用による空港運営委託事業に関する調査検討業務を委託した新日本有限責任監査法人（同協力事務所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所、弁護士法人関西法律特許事務所及びEY税理士法人）又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。（※2）
- ホ 国が、平成26年度に公募について担当部局の行う事務を代行するために置くアドバイザー（新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、弁護士法人関西法律特許事務所及び有限会社ジャイロス）又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。（※2）
- ヘ 県が、平成26年度、空港の民間運営委託に係る財務アドバイザー業務を委嘱した鈴木友隆公認会計士事務所及び法務アドバイザー業務を委嘱した松坂法律事務所（宮城県に事務所を置く者）又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。（※2）
- ト 県が、平成26年度、仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認手続関連業務を委託した有限責任あずさ監査法人（同協力事務所としてKPMG税理士法人、株式会社KPMG FAS、株式会社三友システムアプライザル、株式会社シティエボリューション、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社）又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。（※2）
- チ 実施方針第3-2-（1）により国が設置する「仙台空港優先交渉権者選定に係る審査委員会」

(以下「審査委員会」という。)及び確認要領6(1)ニ②により県が設置する「候補者認定検討会」(以下「検討会」という。)の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

リ 審査委員会又は検討会の委員が属する法人(企業を除く。また、国においては、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に定める国の行政機関及び内閣府とする。)、当該法人が総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有する企業又はその企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第17項に規定する金融商品取引所に株券が上場されている株式会社はこの限りでない。

ヌ 上記ニからりに定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。

※1 外国法人においては、上記イ、ロ及びハについて、その適用法令において同等の要件を満たしていることを確認できることが必要である。

※2 「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3項又は第4項に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。

(3) 応募者に求められる要件

応募者又は応募者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者が次のイからハのいずれかに該当すること。ただし、事業経験は日本国内における事業に限らないものとする。

イ 平成16年以降に商業施設若しくは公共施設の建設運営、又は買収運営の実績を有していること。

ロ 平成16年以降に旅客施設若しくは旅客運送事業、貨物取扱施設若しくは貨物運送事業、又は旅行業の実績を有していること。

ハ 平成16年以降に営業用不動産管理事業の実績を有していること。

(4) その他の要件

運営権者は、航空法第2条第18項に規定する航空運送事業を経営する者、その親会社及びそれらの子会社(以下「航空運送事業者」という。)並びに航空運送事業者の関連会社(その子会社を含む。)の子会社又は関連会社となってはならない。(※3)

※3 親会社とは、会社法第2条第4号に規定するものをいう。子会社とは、会社法第2条第3号に規定するものをいう。関連会社とは、会社法施行規則第2条第3項第21号に規定するものをいう。

4 スケジュール

確認要領の公表後、確認結果の通知に至るまでのスケジュールは、概ね以下のとおりである。

なお、書類等の受付等については、収受が確認できる簡易書留等の配達記録が残る手段で郵送するものとする。

日 程 (予定)	内 容
県による確認手続	
平成26年6月27日(金)	確認要領の公表
平成26年6月27日(金) ～7月8日(火)	確認要領に関する質問の受付期間
平成26年7月14日(月)	確認要領に関する質問の回答公表
平成26年7月22日(火)	参加表明書(誓約書含む)の提出期限
平成26年8月1日(金)	参加資格確認手続資料の提出期限
平成26年8月11日(月)	参加資格確認結果の通知
平成26年8月18日(月) ～11月14日(金)	対象施設の現地調査※
平成26年12月5日(金)	株式譲受確認手続資料の提出期限
平成26年12月12日(金)	確認結果の通知(株式譲受確認書の交付)
平成26年12月12日(金)	国へ確認結果の報告
確認手続後の日程(参考)	
平成27年11月頃	国による運営権の設定
平成27年11月頃	国と運営権者による実施契約の締結
平成27年11月頃	県から運営権者へのビル施設事業者株式に係る予約完結権の譲渡
平成27年11月頃	県が保有するビル施設事業者株式の譲渡承認
平成27年12月頃	運営権者とビル施設事業者株主による株式売買代金支払、株券引渡
平成27年12月頃	ビル施設事業者による株主名簿の書換
平成28年1月頃	ビル施設等事業開始

※対象施設の現地調査における参加者1者当たりの調査期間は、6(2)イに記載のとおりである。
なお、上記スケジュールは、応募の多寡、手続の進捗によって変更する可能性がある。

5 確認要領に関する質問の受付及び回答の公表

(1) 質問の受付期間

平成26年6月27日（金）から平成26年7月8日（火）まで

(2) 質問方法

応募者は、参加資格確認要領に関する質問の内容を簡潔にまとめ、「仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領に関する質問事項」【様式1】（Microsoft Excelにより作成）に記入し、下記の担当窓口へ電子メールにより送信すること。電子メール以外での質問には一切応じない。

なお、質問を公表された場合に、質問をした応募者（以下「質問者」という。）自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

(3) 県の担当窓口

宮城県土木部空港臨空地域課空港改革推進班
住所：宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
電話番号：022-211-3228
電子メールアドレス：kurins@pref.miyagi.jp

(4) 質問及び回答の公表

県は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、回答公表予定日（平成26年7月14日（月））に、宮城県土木部空港臨空地域課のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する（質問者名は、非公表とする）。

なお、質問者が「6 確認手続の手順等」の準備に当たり早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答公表予定日以前に回答を公表することがある。また、公平を期すため、質問を提出した者への直接回答は行わない。

(5) その他

- イ 本確認要領に関する質問以外は受け付けない。
- ロ 応募状況に関する問合せには応じない。

6 確認手続の手順等

確認手続は、参加資格要件及び資金調達計画等を確認する「参加資格確認手続」と、ビル施設事業者株式の取得意思を確認する「株式譲受確認手続」の2段階に分けて実施する。

なお、「株式譲受確認手続」の前にビル施設事業者の現地調査の機会を設ける。また、「参加資格確認手続」の応募者が3者に満たないときは、確認手続を行わない場合がある。

(1) 参加資格確認手続

イ 参加表明

応募者は、以下のとおり参加表明に関する書類を提出すること。

また、応募者は、守秘義務資料の貸与を受けるため、参加表明書と同時に守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の内容には、確認手続を通じて開示される全ての資料の守秘義務を含むものとする。

① 提出期限

平成26年7月22日（火）

② 提出方法

参加表明書及び守秘義務の遵守に関する誓約書は、5（3）県の担当窓口にて、收受が確認できる簡易書留等の配達記録が残る手段で郵送するとともに、PDF形式で電子データ化した上で電子メールに添付し送付する。

③ 提出書類

- ・参加表明書【様式2】
- ・守秘義務の遵守に関する誓約書【様式3】

ロ 開示資料及びその貸与方法等

① 開示資料

- ・ビル施設事業者の財務情報等の概要

ビル施設事業者の財務情報等の概要とは、県が現時点で開示可能なビル施設事業者に関する情報を記載した資料である。

② 貸与方法及び返還方法

県は、参加表明書及び守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件に、上記の開示資料を貸与する。

貸与資料は、平成26年12月26日（金）までに全て県に返還する。また、複写物等を作成した場合には、同時にその一切を県に返還する。

応募者は、貸与資料に含まれる情報が、いずれもビル施設事業者又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、ビル施設事業者又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるため、その守秘が必要となること、並びに、情報提供者からは、提供された情報を公にしないこと及び情報提供先が示されることを条件に任意に情報提供を受けているものであることを予め了解する。また、貸与資料に関する質問は、原則として受け付けない。

なお、6（1）ハで定める書類を提出しなかった者は、平成26年8月8日（金）までに貸与資料を全て県に返還する。また、複写物等を作成した場合には、同時にその一切を県に返還

する。

○貸与方法：県の担当窓口が、参加表明書及び守秘義務の遵守に関する誓約書の原本受領、内容確認の後、平成26年7月14日以降に応募者に郵送する。

○返却方法：5（3）県の担当窓口にて平成26年12月26日（金）まで必着で郵送にて返還する。

ハ 参加資格確認申請

応募者は、以下のとおり参加資格要件確認申請に関する書類を提出すること。

① 提出期限

平成26年8月1日（金）

② 提出方法

提出書類は、5（3）県の担当窓口にて、收受が確認できる簡易書留等の配達記録が残る手段で郵送するとともに、PDF形式で電子データ化した上で電子メールに添付し送付する。

③ 提出書類

- ・参加資格要件確認申請書【様式4】
- ・法人登記事項証明書（3ヶ月以内のもの）
- ・金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書（直近3期分）（※1）
- ・出資意向表明書【様式5】の写し
- ・誓約書【様式6-1】【様式6-2】【様式6-3】（※2）
- ・関心表明書【様式7】の写し（※3）
- ・資金調達計画書【様式8】
- ・「応募者に求められる要件」に関する説明書【様式9】
- ・応募者の状況等【様式10】

※1 有価証券報告書を作成していない場合は、会社法第435条第2項に基づく計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（いずれも直近3期分）とする。

※2 応募企業は【様式6-1】を提出すること。（【様式5】の写しは不要）

代表企業は、代表企業を除くコンソーシアム構成員の全てから【様式5】の写しを提出できる場合は【様式6-2】、それ以外の場合は【様式6-3】を提出すること。

※3 【様式8】において、全て自己調達による場合は提出不要。

ニ 確認方法

① 確認基準

次の2つの基準をいずれも満たすこと。

- ・応募者及びコンソーシアム構成員が、3応募者の参加資格要件を満たすこと。
- ・資金調達計画書を含む提出書類に不備が認められず、ビル施設事業者株式を譲受可能と認められること。

② 確認方法

提出書類に基づき、確認基準を満たす者全てを株式譲受確認手続参加者（以下「参加者」という。）として認定する。

当該確認においては、有識者や県職員による候補者認定検討会により、資金調達計画等の妥当性等を検証の上、ビル施設事業者株式の譲受可能性を総合的に判断するものとする。

なお、候補者認定検討会が特に必要と判断した場合は、応募者に対し、別途ヒアリングを実施することがある。

候補者認定検討会の委員は以下のとおりとする。なお、候補者認定検討会は非公開とする。

鈴木 友隆	鈴木友隆公認会計士事務所
松坂 英明	松坂法律事務所
峯浦 康宏	宮城県土木部次長
今福 久幸	宮城県土木部空港臨空地域課長

③ 結果の通知

全ての応募者に対し、株式譲受確認手続への参加の可否を平成26年8月11日（月）までに書面により通知する。

(2) 株式譲受確認手続

イ 現地調査

参加者に対し、株式譲受確認手続における株式譲受意思表示書提出までの間に、対象事業者における現地調査（対象事業所内における内部資料等の閲覧や役職員へのインタビュー等）を実施する機会を設ける。

現地調査の対象は、仙台空港ビル株式会社及び仙台エアカーゴターミナル株式会社とする。

① 調査日程

調査期間は、平成26年8月18日（月）から平成26年11月14日（金）とし、参加者1者あたりの調査日数は5日程度を予定している。

現地調査詳細スケジュールは、参加資格確認結果の通知時に参加者へ通知する。

② 開示資料

・ビル施設事業者のデューデリジェンスレポート

ビル施設事業者の財務について調査した報告書である。なお、本報告書の貸与に際しては、「成果物開示に係る同意書」（通称、リリースレター）を有限責任あずさ監査法人に提出することが条件となる。

・ビル施設事業者の財務情報等の詳細

ビル施設事業者の財務情報等の詳細とは、法人概要、事業の概要、組織・人員体制・ガバナンス・内部管理体制、株式・株主の状況、経営管理・事業計画、財務諸表関連、契約・許認可関係、施設の状況、国・地方公共団体等との取引、税金関連、その他重要事項に関する情報である。具体的には、【別表】に掲げる項目を予定している。

また、仙台空港ビル株式会社の子会社である仙台エアポートサービス株式会社に関する情報についても、ビル施設事業者と同様の情報を開示する。

なお、「仙台空港の経営一体化に関する基本合意書（平成26年2月19日）」、「株式譲渡予約契約書（平成26年4月14日）」、「ビル施設事業者の所有不動産に関する不動産鑑定評価書（平成26年4月30日 仙台空港ビル株式会社のみ）」、「県が保有する株式に係る株式譲渡契約書（案）」、「エンジニアリングレポート」も開示する予定である。

※電子媒体（CD-R等）に格納し、現地調査に先立ち、平成26年8月11日（月）に郵送して開示する。

※上述の電子媒体による開示資料以外（会計伝票綴り、証憑類、建築設計図面原本等）は、調査期間に仙台空港ビル株式会社又は仙台エアカーゴターミナル株式会社の施設内に設置する

データルームで開示する。

※データルームでは、応募者当たりの調査期間内における閲覧及び謄写（個人情報を除く。）を可能とする予定である。ただし、施設のセキュリティに関する情報は除く。

③ 貸与方法及び返還方法

県は、参加者に対し、上記の開示資料（データルームでのみ開示する資料を除く。）を貸与する。

貸与資料は、平成26年12月26日（金）までに全て県に返還する。また、複写物等を作成した場合には、同時にその一切を県に返還する。貸与資料に含まれる情報は、いずれもビル施設事業者又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、ビル施設事業者又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるため、その守秘が必要となること、並びに、情報提供者からは、提供された情報を公にしないこと及び情報提供先が示されることを条件に任意に情報提供を受けているものであることを予め了解する。

○貸与方法：株式譲受確認手続への参加者に対し、郵送する。

○郵送予定日：平成26年8月11日（月）

○返却方法：5（3）県の担当窓口にて平成26年12月26日（金）まで必着で郵送にて返却する。

④ データルームの設置方法

下記に示す場所にデータルームを設置する。いずれも収容人員は15名程度である。

データルームA：仙台空港ビル株式会社 会議室

宮城県名取市下増田字南原無番地（仙台空港内）

データルームB：仙台エアカーゴターミナル株式会社 会議室

宮城県名取市下増田字南原無番地（仙台空港内）

なお、参加者が使用するデータルームは、県が指定する。

参加者が使用するデータルームの指定、データルームの運営要領（開設時間、入退出方法、データ入室者登録、質疑応答及び追加資料依頼の方法等）の開示は、参加資格確認結果の通知時に行う。

⑤ 役職員インタビュー

役職員インタビューの対応予定者は、以下のとおりである。

・仙台空港ビル株式会社

代表取締役社長 伊藤克彦

代表取締役専務 大平輝雄

総務部長 佐藤達也

・仙台エアカーゴターミナル株式会社

代表取締役社長 伊藤克彦

代表取締役専務 伊達直博

業務部長 遠藤善典

インタビュー実施の場所は、上記対象会社の社内会議室を予定している。役職員インタビュー実施概要（実施日時、所要時間等）は、現地調査開始日の1週間程度前に参加者へ通知する。

⑥ 質疑応答及び追加資料依頼

質問及び追加資料の依頼は、Q&Aシートに記入の上、6（2）イ⑧現地調査対応窓口へ電子メール送信をもって行う。

Q&Aシートの受付期間は平成26年8月11日（月）から平成26年11月17日（月）までとする。回答及び追加資料の提供は、Q&Aシートを提出した参加者ごとに、速やかに行う。

Q&Aシートは、開示資料の貸与時に参加者へ配布する。

⑦ 参加者の費用負担

参加者は、現地調査に関する以下の費用を負担する。

- ・データルーム設置のカラー複写機（2台）の基本使用料及びカウンター利用料、その他実費負担を要する費用等

⑧ 現地調査対応窓口

現地調査に関する事項は、以下の現地調査対応窓口をもって行う。

【現地調査対応窓口】

有限責任あずさ監査法人仙台事務所

現地調査事務局

〒980-6130 宮城県仙台市青葉区中央1丁目3番1号 アエルビル30階

電子メールアドレス：sendai-airport@jp.kpmg.com

※県は、上記法人に確認手続に係る現地調査の事務手続を委託している。

ロ 株式譲受確認手続

株式譲受を希望する参加者は、対象施設の現地調査を踏まえ、以下のとおり手続書類を提出すること。

① 提出期限

平成26年12月5日（金）

② 提出方法

提出書類は、5（3）県の担当窓口に、収受が確認できる簡易書留等の配達記録が残る手段で郵送するとともに、PDF形式で電子データ化した上で電子メールに添付し送付する。

③ 提出書類

- ・株式譲受意思表明書【様式11】

ハ 確認方法

① 確認基準

ビル施設事業者が発行する全ての株式について、以下に示した譲渡価格での譲受意思があること。

- ・株式譲渡価格 金5,687,500,000円

② 確認方法

提出書類に基づき、確認基準を満たす者全てを候補者として認定する。

③ 結果の通知

株式譲受意思表明書を提出した参加者に対し、平成26年12月12日（金）までに書面により認定結果を通知するとともに、候補者として認定された参加者に対しては、株式譲受確認書を併せて交付する。

7 認定後の手続き

(1) 国への報告

県は、確認手続終了後、候補者について、平成26年12月12日（金）までに、国に書面で通知する。

なお、県の確認手続は、候補者の順位を決定するものではないことから、国の審査において影響を及ぼすことはない。

(2) 国の選定手続き

候補者は、国が公表した実施方針及び募集要項等に基づき、応募企業又は代表企業として、国の公募に係る審査に参加できる。

ただし、国の審査に応募する段階において、候補者が他の代表企業のコンソーシアム構成員となることを妨げない。

なお、代表企業が、様式5に定める出資意向表明書の写しを提出した場合、国による運営権者の選定手続におけるコンソーシアム構成員に、確認手続において様式5を提出したコンソーシアム構成員が全て含まれていることを、確認要領6（2）ハ③により交付する株式譲受確認書の停止条件とする。

(3) 株式譲渡の実行

県は、平成26年4月14日に、県を除く全てのビル施設事業者株主と同一条件で株式譲渡予約契約を締結しており、また、県が保有するビル施設事業者株式については、平成26年4月14日開催の公社等外郭団体総合調整委員会において、今後国が選定する運営権者に同株式を譲渡することについて承認を得ている。これらのことから、国が、国の審査により選定された優先交渉権者が設立した特別目的会社に運営権者としての公共施設等運営権を設定したときは、運営権者は、同契約に基づき県から予約完結権を譲り受けて行使するとともに、県が保有するビル施設事業者株式を県から譲り受けることで、ビル施設事業者の全ての株主から株式を取得する。

なお、東日本大震災による株券の滅失により、再発行手続き中の株主が1者存在する。現時点における株券の再発行手続の状況は以下のとおりである。

- ・当該株主は、平成26年3月26日にビル施設事業者あてに「株券喪失登録請求書」を提出し、ビル施設事業者は、同日收受し同日に喪失登録を実施しており、平成27年3月26日以降に株券再発行を予定している。

(4) その他

イ 従業員、契約の承継

株式譲受によることから、ビル施設事業者（子会社を含む。）の従業員及びビル施設事業者が締結している契約等については、特段の事情がない限り現行の条件で承継されることになる。

ロ 瑕疵担保責任

県又はビル施設事業者株主は、ビル施設事業者が保有する資産及び情報に瑕疵があったとしても、補修又は損害を賠償する一切の責めを負わない。

8 確認手続に関する留意事項

(1) 確認要領の承諾

応募者は、確認要領に記載の条件を十分に理解し、これに承諾して応募すること。応募者は、本確認要領についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(2) 費用負担等

本確認手続における全ての手続のうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(3) 書面主義

本確認手続に関する全ての意思疎通は書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。また、参加資格に関わる資料の付属資料として応募者から提供される印刷物について、外国語のものも認められるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとし、このような場合、参加資格の解釈との関係では翻訳が優先されるものとする。

(4) 通貨及び単位

本確認手続に関する提出書類、質疑、審査等において使用する通貨及び単位は、日本円及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(5) 本手続期間中の関係者への接触禁止

応募者は、本確認手続に関し、県の許可なく調査対象であるビル施設事業者の役職員及び候補者認定検討会委員と個別に接触してはならない。

(6) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

- イ 提出書類が不足しているとき
- ロ 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ハ 応募手続において不正な行為があったとき
- ニ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ホ 虚偽の内容が記載されているとき
- ヘ その他確認要領に定める条件に違反したとき

【様式 1】

平成 年 月 日

仙台空港特定運営事業等の公募に係る
参加資格確認要領に関する質問事項

商号又は名称		
住 所		
所属部署		
提出者氏名		
連絡先	電話番号	
	F A X	
	電子メールアドレス	

No.	質問事項	該当箇所				質問の内容
		頁	項			
例	〇〇〇について	1	1	(1)	イ-①	
1						
2						
3						

- ※ 1 : 質問は、簡潔かつ具体的に記入してください。
- ※ 2 : 該当箇所の記入に当たっては、数値、記号は半角文字で記入してください。
- ※ 3 : 行が不足する場合は、適宜追加してください。
- ※ 4 : それぞれの資料ごとに当該箇所の順に記入してください。
- ※ 5 : 行の高さ以外の書式は、変更しないでください。

【様式 2】

平成 年 月 日

参加表明書

宮城県知事 殿

(応募者)

住所

商号又は名称

代表者の氏名

Ⓜ

平成 26 年 6 月 27 日付けで公表のありました「仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領」に定める確認手続へ参加することを表明します。

<連絡担当者>

会社名：

部署名：

氏名：

電話番号：

電子メールアドレス：

【様式3】

平成 年 月 日

守秘義務の遵守に関する誓約書

宮城県知事 殿

(応募者)

住所

商号又は名称

代表者の氏名

㊞

当社は、平成26年6月27日付けで公表のありました「仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領（以下「確認要領」という。）」における確認基準を検討することを目的（以下「本目的」という。）として、確認要領に規定される全ての開示資料（現地調査で知り得た非公開情報を含む。以下「守秘義務対象資料」という。）の提供を受けることを希望し、守秘義務対象資料の提供を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ、守秘義務対象資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 2 当社は、本書記載の守秘義務の履行を宮城県（以下「県」という。）に対して誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社の補助者（本目的のために業務委託等を受ける者。以下同じ。）、当社以外のコンソーシアム構成員（応募者が代表企業の場合。以下「構成員」という。）、当社の補助者の補助者、構成員の補助者及び構成員の補助者の補助者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。これらの場合において、当社は、当社の補助者、及び構成員との間で、それぞれ別途秘密保持契約を締結するとともに、当社の補助者とその補助者との間、構成員とその補助者との間、及び構成員の補助者とその補助者との間で、それぞれ別途秘密保持契約を締結させます。

第2条（秘密の保持）

当社は、守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。

第3条（善管注意義務）

当社は、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報取扱い）

守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令、条例等（以下「法令等」という。）により、県に認められる範囲内で、かつ、当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により県及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、本確認手続終了後も存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより県及びビル施設事業者が生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（書類の返還）

守秘義務対象資料は、確認要領に定める返還期日までに、その写しも含めてすべて県に速やかに返還することを約束します。

第8条（定義）

本書において、特段に定める場合の他、本書における用語の定義は、確認要領の定めるところによることとします。

以上

【様式4】

平成 年 月 日

参加資格要件確認申請書

宮城県知事 殿

(応募者)

住所

商号又は名称

代表者の氏名

㊞

平成26年6月27日付けで公表のありました「仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領（以下「確認要領」という。）」に基づき、株式譲受確認書の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、当社及びコンソーシアム構成員は、確認要領に定められた参加資格要件を満たしていること及び提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

<連絡担当者>

会社名：

部署名：

氏名：

電話番号：

電子メールアドレス：

【様式 5】

平成 年 月 日

出資意向表明書

(代表企業) 殿

(代表企業を除くコンソーシアム構成員)

住所

商号又は名称

代表者の氏名

Ⓜ

当社は、平成26年6月27日付けで公表のありました「仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領」で定める条件に従って貴社が計画する提案に関し、必要な出資を行う準備があることを表明します。

【様式6-1】

平成 年 月 日

誓約書

宮城県知事 殿

(応募企業)

住所

商号又は名称

代表者の氏名

⑩

当社は、平成26年6月27日付けで公表のありました「仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領」6(2)ハ①に示された株式譲渡価格について、当社自らが資金調達を行うことを誓約します。

【様式6-2】

平成 年 月 日

誓約書

宮城県知事 殿

(代表企業)

住所

商号又は名称

代表者の氏名

印

当社は、平成26年6月27日付けで公表のありました「仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領」6(2)ハ①に示された株式譲渡価格のうち、当社の負担額について責任を持って調達することを誓約します。

【様式6-3】

平成 年 月 日

誓約書

宮城県知事 殿

(代表企業)

住所

商号又は名称

代表者の氏名

Ⓜ

当社は、平成26年6月27日付けで公表のありました「仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領」6(2)ハ①に示された株式譲渡価格に必要な資金総額を当社が責任を持って調達することを誓約します。

【様式 7】

(※任意様式での提出も可とする。)

平成 年 月 日

関心表明書

(応募者) 殿

(金融機関)

住所

商号又は名称

代表者の氏名

⑩

当社は、「仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領」で定める条件に従って貴社が計画する提案に関心を持つものであり、貴社が候補者となった場合には、当該事業に対する融資について、貴社と協議を進める準備があることを表明します。

【様式 8】

資金調達計画書

内訳		企業名又は調達先名	予定金額	
			(議決権付株式)	
			(無議決権株式)	
自己調達	応募企業又は代表企業			円
				円
	代表企業以外の コンソーシアム構成員			円
				円
				円
				円
				円
				円
外部調達				円
				円
				円
				円
合計				5,687,500,000 円

※株式譲受に関する資金調達における自己調達と外部調達の予定金額を記載すること。

※必要に応じて行数を追加すること。

※自己調達：応募企業又は代表企業及び代表企業以外のコンソーシアム構成員が株式譲受に当たり自己資金により賄う金額を記載すること。

予定金額の記載は、議決権付株式と無議決権株式による出資額に分けて記載すること。この場合、上段に議決権付株式、下段に無議決権株式による出資額を記載すること。なお、予定金額については、確認要領 3（4）の要件を満たす必要があるが、国の選定手続において当該要件を満たしていないことが明らかとなった場合、候補者に交付する株式譲受確認書は無効となる。

※外部調達：応募企業又は代表企業及び代表企業以外のコンソーシアム構成員が、株式譲受にあたり借入等外部から調達する金額を記載すること。

調達先名の欄には、現在検討している金融機関名等を具体的に記載し、記載された金融機関等からの関心表明書【様式 7】（写し）を提出すること。

【様式 9】

「応募者に求められる要件」に関する説明書

該当する要件
イ 平成16年以降に商業施設若しくは公共施設の建設運営、又は買収運営の実績を有していること。 ロ 平成16年以降に旅客施設若しくは旅客運送事業、貨物取扱施設若しくは貨物運送事業、又は旅行業の実績を有していること。 ハ 平成16年以降に営業用不動産管理事業の実績を有していること。 ※イ、ロ、ハのいずれかに○をつけてください。
上記事業経験の対象者
イ 応募者 ロ 応募者以外 () ※イ、ロのいずれかに○をつけてください。 ※ロに該当する場合は、事業経験の対象者名、応募者との関係を括弧内に記載の上、応募者と資本面若しくは人事面で一定の関連があることを証する説明資料を添付してください。
上記事業経験の概要
実績を有する時期 ※該当する要件の実績対象となる期間を記載してください。
実績の内容 ※事業経験が応募者に求められる要件に該当していることがわかるように、内容を記載してください。また、事業の内容がわかるパンフレット等を添付してください。

【様式 10】

平成 年 月 日

応募者の状況等

(1) 応募者の構成

■応募企業

商号又は名称

■代表企業及び代表企業以外のコンソーシアム構成員

商号又は名称
(代表企業)
(代表企業以外のコンソーシアム構成員)

※必要に応じて行数を追加すること。

※代表企業は、代表企業を除くコンソーシアム構成員の全てから【様式 5】の写しを提出できる場合は【様式 6-2】、それ以外の場合は【様式 6-3】を提出すること。

(2) 応募企業、コンソーシアム構成員の業務委託等の状況（提出日現在）

契約の相手方 (再委託等を含む)	応募企業、コンソーシアム構成員

※必要に応じて行数を追加すること。

※記載にあたっては、確認要領 3 (2)「応募者の参加資格」に留意すること。

※再委託先の記載に当たっては、委託元を括弧書きで明示すること。

【様式 1 1】

平成 年 月 日

株式譲受意思表示書

宮城県知事 殿

(応募者)

住所

商号又は名称

代表者の氏名

印

平成 2 6 年 ● 月 ● 日付けで申請した株式譲受確認書の交付について、当社は、当社（が代表企業となるコンソーシアム）が設立した特別目的会社が国と仙台空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約を締結した場合、「仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領」に基づき、ビル施設事業者が発行する全ての株式を金 5, 6 8 7, 5 0 0, 0 0 0 円で譲受する意思があることを表明します。

<連絡担当者>

会社名：

部署名：

氏名：

電話番号：

電子メールアドレス：

【別表】

項目1	項目2
法人概要	定款
	法人登記簿の写し
事業の概要	事業の概要を記載した資料(事業報告書以外)
	構内営業事業者一覧及び営業内容
	店舗別等売上実績
	職員の勤務シフト表
組織、人員体制、ガバナンス、 内部管理体制	組織図
	役員一覧表(職位・氏名・年齢・委嘱業務、報酬、出身母体、主な略歴等)
	規程等の一覧表
	各規程・規則(組織規程、取締役会規則、監査役会規則等)
	株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営会議など重要な経営会議に関する議事録
	監査役会議事録
	人員構成資料(正職員／契約社員／嘱託／出向・役職・勤続年数・給与等)
	給与水準、直近賞与実績、退職金データ
	従業員別の推移資料(嘱託・出向等を含む)
	労使協定、労働協約等の合意文書
	懲戒処分及び普通解雇の実績・内容に関するリスト
	年次有給休暇の消化状況
株式、株主の状況	株主名簿
	株式異動表
経営管理、事業計画の概要	中長期事業計画
	年度事業計画(当年度予算)
	キャッシュ・フローの状況
	過去の予算実績差異分析資料、進行事業年度の予算達成見込みに関する分析資料
財務諸表関連	計算書類(事業報告および附属明細書含む)
	監査報告書
	勘定科目内訳書
	固定資産台帳
	設備投資額の実績
	売上/売掛金台帳
	仕入/買掛金台帳
	販売費及び一般管理費の明細
契約、許認可関連	主要契約一覧表(施設関係を除く)

	契約書等(借入金、賃借、委託、賃貸、その他、施設関係を除く)
	届出、許認可、登録等に関し、所轄当局への提出書類及び受領書類
	建築基準法上の建築確認書類・届出書類
施設の状況	主要施設の見取り図・建物図面等(全体敷地内において、対象資産の位置・配置状況がわかる図面)
	所有不動産に係る不動産登記簿謄本
	賃貸不動産に係る賃借条件一覧表(レントロール)
	賃貸不動産に係る賃貸借契約書
	賃借不動産に係る賃貸借契約書
	保険契約一覧
	施設の修繕等の状況
	警備業務等の状況
国、地方公共団体等との取引	過去3年間の国・地方公共団体・三セク等との取引明細(金額・条件等)及びその契約書
	営業上の取引、借入等資金関連取引、営業外費用、出向者費用、その他有償・無償のサービスの提供等
税金関連	法人税申告書(勘定科目明細を含む)、地方税申告書、消費税申告書
	固定資産税の課税通知書等
	評価方法等に関する届出書(棚卸資産、有価証券、減価償却費、消費税関連)
その他重要事項	過去の紛争・訴訟の一覧